

戦没者の父母等に対する特別給付金について

種別	対象	給 付							
戦没者の父母等に対する特別給付金	父母・祖父母	10万円 (5年償還、国債)	30万円 (5年償還、国債) 継続	60万円 (5年償還、国債) 2回目継続	60万円 (5年償還、国債) 3回目継続	75万円 (5年償還、国債) 4回目継続	90万円 (5年償還、国債) 5回目継続	100万円 (5年償還、国債) 6回目継続	100万円 (5年償還、国債) 7回目継続
		昭和42年に措置	昭和48年に措置	昭和53年に措置	昭和58年に措置	昭和63年に措置	平成5年に措置	平成10年に措置	平成15年に措置
		見込み件数 17,000人	見込み件数 15,000人	見込み件数 10,000人	見込み件数 8,000人	見込み件数 4,400人	見込み件数 2,100人	見込み件数 810人	見込み件数 350人
		支給件数 16,675人	支給件数 14,505人	支給件数 10,098人	支給件数 6,596人	支給件数 3,700人	支給件数 1,664人	支給件数 675人	支給件数 222人

(注) 支給件数とは、平成19年12月末現在の国債発行件数。